

令和7年6月1日から選定療養費が変わります。

紹介状なしで受診する場合の定額負担 に関する重要なお知らせ

当院はこのたび「紹介受診重点医療機関」に指定されました。

「紹介受診重点医療機関」とは、一部の病院に外来患者さんが集中し、患者さんの待ち時間や勤務医の外来負担が増える等の課題を解決するため、国が定めた制度です。外来受診の際、かかりつけ医などから紹介を受け、手術・処置や化学療法等を必要とする外来、CT・MRI等の高額な医療機器・設備を必要とする外来となります。

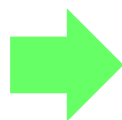
紹介状なしで外来を受診する場合、対象外のケース（裏面に記載）を除き、原則、保険適用の一部負担金（3割負担など）とは別に、国が定める料金の「選定療養費」を患者さんにご負担いただくこととなります（料金が変わります）。

初診時



紹介状をお持ちでない初診の患者さんから、ご負担いただく金額が変わります。

令和7年5月31日まで
初診時 2,200円(税込)



令和7年6月1日から
初診時 7,700円(税込)

再診時



当院から他の医療機関へ紹介を行った患者さんが、引き続き当院への受診を自ら希望され、紹介状を持たずに当院を受診された場合、ご負担いただく金額が発生します。

令和7年5月31日まで
再診時 負担なし



令和7年6月1日から
再診時 3,300円(税込)

当院を受診される場合は、

かかりつけ医などの紹介状をご持参いただきますようお願いいたします。

令和7年6月1日からの取り扱いとさせていただきます。

選定療養費の**対象外**となる場合については
裏面をご覧ください。



社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部

北海道済生会小樽病院



選定療養費の**対象外**になるのは、どんな場合？

- ①救急搬入され、緊急性を認められた方 ※下記参照
- ②公費負担医療制度の受給対象者 自立支援医療（更生医療）、重度身心障害者、こども医療費受給者、ひとり親家庭等医療費受給者、指定難病など
- ③無料低額診療事業の対象者
- ④当院の他の診療科から院内紹介されて受診される方
- ⑤歯科から紹介された方
- ⑥健康診断（特定健康診査、がん検診、当院の「ちょこっと健診」等含む）等の結果により、精密検査受診が必要となった方
- ⑦当院が休日救急当番時に救急受診された方
- ⑧外来受診から即日入院した方（外来受診の際に入院予約となった方を含む）
- ⑨治験協力者である方
- ⑩自然災害により被害を受けた方
- ⑪労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ⑫その他、当院が直接受診の必要性を認めた方 「骨折・脱臼・麻痺等により手術や整復術が必要な整形外科疾患」「緊急性がある消化器内視鏡検査、消化器悪性腫瘍の疾患」「鼠径部ヘルニア・胆石症・乳腺・ストーマの外科専門外来」など



※救急搬送された場合等の緊急性が認められない事例 ■軽度の切り傷 ■軽度の擦過傷 ■微熱のみ ■かぜ症状のみ ■虫刺され（ショック症状なし） ■打撲のみ ■慢性的または数日前からの腰痛 ■便秘のみ ■不眠のみ ■何日も前から症状が続いていて特に悪化したわけでもない場合 など
これらの場合は、選定療養費の**対象**となります。

初診時にかかる「選定療養費」



Q 1. 紹介受診重点医療機関における選定療養費とは？

A

急性期病院に外来患者が集中し、患者さんの待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じています。まずはお住まいの地域の診療所等を受診して、必要に応じて紹介を受け、専門的医療を行う病院等を受診し、症状が落ち着いたら地域の診療所等に戻っていただくことが重要です。このため、国では外来機能の明確化・連携を進めようと、一定規模以上の病院においては紹介状を持たずに外来受診する患者さんから、一部負担金（3割負担金）とは別に「特別の料金」を徴収することが決められています。

Q 2. 初診とはどういう場合のことをいいますか？

A

■当院を初めて受診する場合 ■以前当院を受診したことがあるが、前回の治療終了（終診）から一定時間が経過した場合（ただし定期フォローや経過観察で、半年や一年に一回受診される予約患者さんは対象外です） ■前回患者さんが任意に診療を中止し、改めて受診する場合

Q 3. 選定療養費はどのような場合に支払うのですか？

A

初診時選定療養費は、他の医療機関からの紹介状なしで受診された初診の方が対象となりますが、厚生労働省の定め等により、**上記**の通り（選定療養費の対象外となるのは、どんな場合？）、対象外となる場合があります。